

群馬県立桐生南高等学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 この会は群馬県立桐生南高等学校PTAといい、事務所を群馬県立桐生南高等学校内に置く。

第2条 この会は生徒の保護者と学校職員（以下「職員」という。）の密接な結びつきによって、学校の教育指標にそい、生徒の幸福を増進するために協力することを目的とする。

第3条 この会は純粋な教育団体であって、特定の政治的・宗教的色彩をもたず、またその活動を行わない。

第2章 組 織

第4条 この会は次の会員により組織する。

- 一 正会員・・・本校生徒の保護者と本校職員
- 二 特別会員・・・この会の趣旨に賛同するもの

第5条 この会に次の役員を置く。

常任顧問	1名	校長
会 長	1名	
副 会 長	4名	内1名は教頭
庶 務	若干名	内1名は職員
会 計	3名	内1名は職員
監 査	3名	

第6条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員会は、役員及び学年委員長をもって構成する。

第7条 役員は運営委員会において推薦し、総会の承認を得なければならない。

- 2 運営委員会は役員と各委員会の代表委員をもって構成する。

第8条 顧問若干名を置く。

第3章 委 員 会

第9条 この会に次の専門部及び委員会を置く。

- 一 専門部：次の3専門部と1専門委員会を置く。部及び委員会の委員は各学級から1名、各部においては委員の中から部長1名、副部長2名（内1名は教職員）を選出する。

進路学習委員会委員長は、各学年委員長がこれにあたることできる。

- (1) 生活部
- (2) 保健体育部
- (3) 広報部
- (4) 進路学習委員会

- 二 学年委員会：委員は各部委員が兼務し、ほかに学年担任職員がこれにあたる。

第4章 運 営

第10条 役員任期は次のようにする。

会長は、会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその任務を代行する。

庶務は、会の庶務ならびに、会議の記録をする。

会計は、経理に関する事務をする。

監査は、この会の会計の監査をする。

第11条 顧問は会長の諮問をうけ、会務の全般に参与する。

第5章 会 議

第12条 総会は年1回5月に開き、必要に応じて随時開くことができる。

2 総会においては、決算報告・予算審議・役員選出・会則変更等の重要事項を決議する。

3 総会は会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第13条 役員会は必要に応じて開く。

2 次年度の当初予算は、運営委員会の承認を要する。

第14条 運営委員会は必要に応じて開く。

第6章 会 計

第15条 この会の経費は会費・雑収入をもってあてる。

第16条 本会の会費は、一般会費と生徒活動支援会費により構成する。

第17条 一般会費は、主に会員の学習活動・会の運営等の費用にあてる。

第18条 生徒活動支援会費は、主に生徒の学習活動・部活動・学校行事活動等の費用にあてる。

第19条 この会の一般会費は、会員1人あたり月250円、生徒活動支援会費は、生徒1人あたり月1,000円とする。

2 生徒の異動により年度の中で本会会員となった場合は、入会した月から月額会費を納入するものとし、年度の中で本会を退会した場合は、退会した日の属する月までの月額会費を納入するものとする。

3 兄弟の在学者を持つ会員の一般会費は、1人分を徴収する。

なお、会費は在学者数分を徴収した後、在学者の数から1人を減じた人数分の会費を返金するものとする。

第20条 教職員は一般会費のみを負担するものとする。

第21条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は昭和38年4月1日より施行する。

会計に関する事務的規制は群馬県財務規則に準ずる。

この会則は、昭和39年 2月26日一部改正し、同日施行する。

この会則は、昭和44年 5月 1日一部改正し、同日施行する。

この会則は、昭和53年 5月10日一部改正し、同日施行する。

この会則は、昭和61年 5月 7日一部改正し、同日施行する。

この会則は、平成 5年 5月22日一部改正し、同日施行する。

この会則は、平成17年 5月28日一部改正し、同年度施行する。

この会則は、平成20年 5月17日一部改正し、同年度施行する。

この会則は、平成21年 5月23日一部改正し、同年度施行する。